

入札説明書

平成29年10月16日さいたま市水道局公告（調達）第25号により公告した「北部配水場更新工事（配水池築造・管廊布設）」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する工事

(1) 工事名

北部配水場更新工事（配水池築造・管廊布設）

(2) 工事場所

さいたま市西区宝来923-1

(3) 概要等

別添入札公告写しのとおり

2 契約及び入札に関する事務を担当する課の名称及び所在地

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16

さいたま市水道局業務部管財課契約係 電話048-714-3080

3 設計図書等

設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、さいたま市水道局のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する「北部配水場更新工事（配水池築造・管廊布設）発注図書公開URLファイル、pdf」より発注図書閲覧・ダウンロードURLを参照すること。

なお、閲覧又は貸出しを希望する場合、代表構成員となり得る者が下記(1)の閲覧又は貸出場所に設計図書等貸出申請書を提出しなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

(2) 閲覧又は貸出受付期間

公告日から平成29年11月2日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

4 競争入札参加申込みに関する事項

競争入札に参加申込みをする場合は、下記に従い、入札参加申請及び入札参加資格の確認のための必要書類の提出をすること。

(1) 原則として、入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書の提出を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行い（提出後に表示される「受信確認通知」画面を印刷すること。）、併せて、下記(3)の提出書類を下記(4)により提出すること。

(2) 電子入札システムを利用できない場合には、電子入札システムによる競争入札参加資格確認申請書の提出は不要とし、下記(3)の提出書類を下記(4)により提出すること。なお、この場合、入札書の提出においても、電子入札システムによることが出来ないため、「紙入札方式参加申請書」を併せて提出すること。ただし、下記による入札参加資格の確認の結果、参加資格がない者については、

これを承認しない。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請書の提出を行う場合は、これを省略する。ただし、前記(1)により印刷した「受信確認通知」を持参すること。）

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 共同企業体入札参加資格審査申請書

エ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

オ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設定）様式第4号）

カ 工事に配置予定の技術者に係る一級土木施工管理技士合格証明書の写し又は一級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したことを証明する書類及び監理技術者においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し（交付年月日が平成16年3月1日以降のものにあつては、監理技術者講習終了履歴の表示がない場合は、監理技術者講習修了証の写しも添付すること。）

キ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、カに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

ク 入札公告7(9)ア及び7(10)アに規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ケ 入札公告7(9)イに規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し。なお、共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。

コ 社会保険等の加入に関する誓約書（社会保険等に全て加入している場合）又は社会保険等の適用除外に関する誓約書（社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合）。なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日において変更が生じている場合は別紙健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類の該当する状況の書類を併せて提出すること。

サ 資本関係又は人的関係確認書

シ 入札参加停止措置に関する誓約書

※ エ及びオについては、袋とじにして各構成員の割印を押すこと。

※ カ、キ、ク及びケについては、日本語以外で記載されているものは、日本語に翻訳したものを添付すること。

(4) 必要書類等の提出

ア 提出先

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

イ 提出期間

平成29年10月30日（月）から平成29年11月10日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(5) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果について、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者については、次の通り通知する。

ア 通知場所

4(4)アに同じ

イ 通知日時

平成29年11月17日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

5 入札書の提出方法

入札書の提出方法については次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。

(2) 入札書提出期間

平成29年11月27日（月）午前9時から平成29年11月30日（木）午後5時まで

(3) 郵便又は持参による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵便又は持参による紙での入札を受け付ける。

ア 提出先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16

さいたま市水道局業務部管財課契約係

イ 提出方法

郵便による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 入札書の提出期限

平成29年11月27日（月）午前9時から平成29年11月30日（木）午後5時必着（持参による場合は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) その他

ア 入札時に入札金額見積内訳書を提出すること。

イ 代理人が持参により入札書を提出する場合には、委任状を提出すること。

(5) 入札保証金

免除する。

6 開札

開札は、下記(1)及び(2)の場所及び日時において、当該入札事務に関係のない当市水道局職員を立ち合わせて行う。

(1) 開札場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(2) 開札日時

平成29年12月1日（金）午前9時30分

(3) 開札の立ち会い

入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）をさいたま市水道局業

務部管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 落札者の決定に係る低入札価格調査制度に基づく調査基準価格

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の108分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市水道局設定）に基づく低入札価格調査を行う。

(2) 低入札価格調査により落札を保留とした場合、低価格入札者は、平成29年12月4日（月）午後3時までに次に掲げる書類をさいたま市水道局業務部管財課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（同要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（同要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（同要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（同要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（同要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（同要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（同要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（同要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（同要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（同要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（同要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（同要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（同要綱様式第14号）

ソ 誓約書（同要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（同要綱様式第16号）

(3) 落札の決定は、低入札価格調査により落札を保留とした日の翌日から起算して21日以内に、前記(2)において提出された書類に基づく低入札価格調査を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。

(4) 開札後、落札を決定するまでの間に、特定共同企業体のいずれかの構成員が、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合は、その構成員を含む特定共同企業体を落札者とししない。

9 その他

(1) 契約書作成の要否

要（ただし、契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。）

(2) 手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

なお、当該入札参加資格を得るため等に必要な提出する添付書類が日本語以外で記載されているものについては、それを日本語に翻訳したものを添付すること。